

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

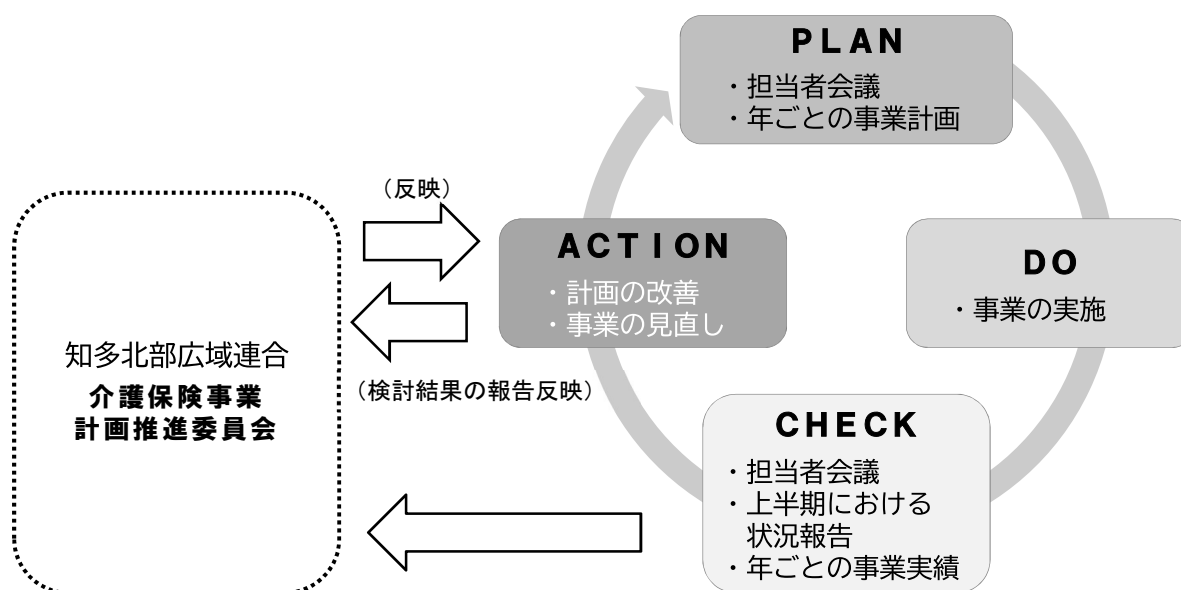
本計画は、保険者、関係市町、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関、高齢者相談支援センターなどが連携・協力して推進します。

2 計画の進行管理

それぞれの施策を適切かつ効果的に実施し、必要に応じて随時見直しを行うために「知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会」において関係機関及び被保険者の代表として計画の進行管理を行います。

図表 6-1

■PDCAサイクルのイメージ



3 計画の見直し

介護保険事業計画は、3年ごとの計画期間で策定されるもので、この本計画では、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間としています。しかし、計画期間中に介護保険法等の改正などにより、計画が現状と大きく乖離することが明らかとなったときは、必要に応じて、厚生労働省、愛知県及び介護保険事業計画推進委員会の意見をもとに、事業計画の見直しを行います。

また、令和8年度（2026年度）までの本計画期間中に、令和9年度（2027年度）から3年間の、次期計画となる第10期介護保険事業計画を策定します。

資料編

資料編

1 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 知多北部広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しに関する事項並びに介護保険事業の実施に関する重要な事項を協議するため、知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画の見直し原案策定に関すること。
- (3) 介護保険事業の実施についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から広域連合長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者
- (2) 保健及び福祉団体を代表する者
- (3) 介護保険の被保険者を代表する者
- (4) 介護保険サービス提供者を代表する者
- (5) 識見を有する者
- (6) その他広域連合長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会には、第2条の所掌事項の一部を専門的に協議するため必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員15人以内で組織し、委員会の委員の中から委員会において選出する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長は当該部会を組織する委員の互選により選出し、副部会長は部会長の指名により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の会議を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 8 部会の会議は、当該部会を組織する委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 9 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 11 部会は、その協議結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、広域連合事務局事業課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 委員名簿

【知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会委員名簿】

(任期：令和4年(2022年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで)

(敬称略、第3条の号順)

氏名	所属団体名	備考
小出 常雄	東海市医師会	
加藤 剛	大府市医師団	
松田 光義	知多市歯科医師会	
永田 基己	ポプラ調剤薬局	
勝崎 芳雄	知多市老人クラブ連合会	
鷹羽 多美子	大府市健康づくり食育推進協議会	
高見 靖雄	社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会	
浅野 幸吉	東海市民生委員児童委員協議会	
廣瀬 恵美子	東海市(公募委員)	
新美 直樹	東浦町(公募委員)	
廣野 孝紀	大府市(公募委員)	
小嶋 京子	知多市(公募委員)	
後藤 照子	知多市居宅介護支援専門員連絡協議会	副委員長
小木曾 尚登	社会福祉法人 愛知県厚生事業団 愛厚ホーム大府苑	
加納 一広	介護老人保健施設 キューオーエル	
辻 博樹	株式会社 T-NEXT	
加来 公一郎	社会福祉法人 東海市社会福祉協議会	
田中 琢也	社会福祉法人福寿園 グループホームちた福寿の里	令和5年3月31日まで
黒野 亜樹	社会福祉法人福寿園 グループホームちた福寿の里	令和5年4月1日から
鈴木 智貴	株式会社オリジン フラワーサーチ大府	

氏名	所属団体名	備考
原田 正樹	日本福祉大学	委員長
尾之内 直美	公益社団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部	
市野 恵	特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた	
深谷 正郷	公益社団法人 大府市シルバー人材センター	令和5年6月4日まで
山本 正和	公益社団法人 大府市シルバー人材センター	令和5年6月5日から
松岡 道陽	東海市高齢者相談支援センター	

3 用語解説

あ行

■インフォーマルサービス情報

介護保険制度外で展開される地域での見守りサービスのようなサービスに関する情報のことです。

か行

■介護医療院

介護医療院とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする介護保険施設です。

■介護給付費準備基金

介護給付費準備基金とは、毎年度の介護保険料の余剰金を基金として積み立て、次年度以降に不足が生じた場合に充てるものです。また、事業計画最終年に基金余剰金が生じた場合には、基金を次期の保険料算定の際に繰入れることで、保険料を低く設定することができます。

■介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状態に応じた適切なサービスを利用できるように、保険者、居宅サービス事業者、施設等との連絡調整を行う専門職のことです。

■介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って市町村（保険者）が策定する事業計画です。計画期間は、3年を1期とし、事業計画の内容は、保険料算定の基礎として用いられます。

■介護予防サービス

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、また、心身の状態の悪化を防ぐために生活機能の維持向上や改善を目的としたサービスです。利用対象者は要支援1と要支援2の要介護認定者です。

■介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

要支援者の訪問介護と通所介護、介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型サービスと通所型のサービスである「介護予防・生活支援サービス事業」と、市区町村が住民の互助や民間サービスと連携し、高齢者の生活機能の改善や生きがいづくりを重視した介護予防に役立つ事業である「一般介護予防事業」で構成されます。

■介護療養型医療施設

療養病床を有する病院・診療所であって、その病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話や機能訓練その他必要な医療を行う入院施設です。令和5年度末で完全廃止となります。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであって、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする寝たきり、認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をする入所施設です。

■介護老人保健施設

症状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をする入所施設です。

■通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。

■看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が提供できる事業所が行うサービスです。

■居宅介護支援

要介護者等の依頼を受けて、定められた介護サービスの種類、内容、金額と要介護者や家族の希望などを勘案した居宅介護サービス計画の作成、サービス事業者との調整、サービスの給付管理等を行うサービスを言います。また、居宅要介護者が介護保険施設等に入所する場合は、施設への紹介も行います。

■居宅サービス

要支援、要介護の人が自宅で生活を続けながら受けられる介護サービスのことです。

■居宅療養管理指導

要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

■KDB（国保データベース）システム

国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効果的・効率的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

■ケアプラン（居宅介護サービス計画）

要介護者等や家族が持つ問題を分析して明らかにすると共に、それらの問題を解決して質の高い生活を実現するために、利用するサービスなどの種類、内容、頻度及び介護サービスを提供する事業者等を決め、必要に応じて組み合わせた計画です。

■ケアマネジメント

高齢者自身がサービスを選択することを基本に、専門家が連携して身近な地域で高齢者及びその家族を支援するサービスを支援する仕組みです。

■広域連合

広域連合は、平成6年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応すると共に、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体です。

なお、介護保険の保険者は、市町村及び特別区ですが、広域連合も保険者となり得ます。そこで、東海市、大府市、知多市及び東浦町は、「知多北部広域連合」を平成11年6月に設立し、介護保険事業を行っています。

■高額医療合算介護サービス費

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で1年間の医療保険と介護保険との自己負担額合計が限度額を超えた場合、その超えた分について申請により払い戻されます。

■高額介護サービス費

要介護者等が、居宅サービスや施設サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付を言います。超過分が払い戻されることにより、負担が一定額を上回らないよう自己負担額の減額が図られます。

■後期高齢者

75 歳以上の高齢者を指します。

■国民健康保険団体連合会

略して国保連とも言います。国保連の介護保険関連の事業としては、①保険者から委託を受けて行う居宅介護サービス費等の請求に関する審査及び支払い、②指定居宅サービス等の質の向上に関する調査及び事業者等への必要な指導、③保険者からの委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収、④指定居宅サービス及び指定居宅介護支援事業、介護保険施設の運営、その他介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができます。

さ行

■施設サービス

要介護認定で要介護 1 から 5 の認定を受けた人が、介護保険法で定められた施設にて利用できるサービスです。

■住宅改修

要介護者等の住宅において、手すりの取り付けや段差の解消等の改修費の一部を支給するサービスです。

■就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する役目を担う人たちです。

■小規模多機能型居宅介護

要介護者等に対し、「通い（日中ケア）」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせるなどして、在宅生活の継続の支援をするサービスです。

■重層的支援体制整備事業

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するために、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別ではなく、包括的な支援体制を整備し、対象者の属性や世代を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業です。

■情報共有ツール

医療、介護等多職種間で在宅療養に必要な情報を共有及び連携することにより、対象者や家族が在宅療養を継続できるよう、医療と介護の連携を図るシステムです。東海市は「東海へいしゅうくんネットワーク」、大府市は「おぶちゃん連絡帳」、知多市は「ちた梅子ネットワーク」、東浦町は「医療・介護おだいちゃんネットワーク」を整備しています。（在宅医療・介護連携推進事業）

■審査支払手数料

各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの請求に関する審査、支払いに対する手数料です。

■生活支援コーディネーター

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人たちです。地域支え合い推進員とも呼ばれます。

■生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供だけでなく、多様な日常生活上の支援の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進していくための事業です。

■前期高齢者

65 歳から 74 歳までの高齢者を指します。

た行**■ターミナルケア**

終末期の看護あるいは臨終の看護の意。数週ないしは数か月のうちに死亡が予想される治癒の望みのない末期患者に対して、キュア（治療）でなくケア（看護）を重点的に行おうとする医療のあり方を指します。

■団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代で、終戦に伴う復員のため、婚姻、出生人口がこの時期に重なったと言われています。

■団塊ジュニア世代

昭和 46 年から昭和 49 年までに生まれた世代で、第二次ベビーブーム世代とも呼ばれています。世代人口は第一次ベビーブームの団塊の世代に次いで多い世代です。

■短期入所生活介護

要介護者等が、家族等の都合により居宅で介護を受けることが一時的に困難な場合に、特別養護老人ホームや老人短期入所施設などの介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■短期入所療養介護

要介護者等で医療的なケアが必要な方が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化します。

■地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。平成 18 年に創設されました。

■地域福祉計画

社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住み慣れた地域において、高齢者、児童、障がい者等の分野ごとの「縦割り」ではなく、それぞれの圏域の実情に応じたかたちで、行政や保健・福祉などの関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための市町村の計画です。

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

■地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）

介護・医療・保健・福祉の側面から高齢者を支える総合相談窓口です。

保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員及び社会福祉士を置き、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援、権利擁護等の相談に応じます。

■地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の様々なサービスを利用し、要支援者の状態の維持や改善を目的としたサービスです。

■地域密着型サービス

介護を必要とする方が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービスです。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の被保険者のみです。

■地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者等に対し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をするサービスです。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービスです。

■地域密着型通所介護

要介護者等が利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

■調整交付金

後期高齢者の比率の高い保険者や第 1 号被保険者の所得水準が全国より低い保険者に対して、介護保険の財源が不足しないよう財政力格差を調整するために国が交付するもので、国の負担する給付費 25%のうち 5%が後期高齢者の加入割合及び所得段階別加入割合によって調整・配分されます。

■通所介護

要介護者等が通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供その他日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

■通所リハビリテーション

要介護者等が、介護老人保健施設や病院・診療所などにおいて、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

■特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をするサービスです。

■特定入所者介護サービス

低所得の要介護者等が、介護保険施設に入所（入院）したときや短期入所サービスを利用したときの、食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分についての補足分を給付するサービスです。

な行

■日常生活圏域

各市町内を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定された圏域をいい、この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込みます。

■認知症ケアパス

地域ごとに、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

■認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアです。

■認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人が自分らしく暮らし続けることができるよう本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、地域共生を推進する事業です。

■認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう本人や家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた体制づくりを推進する事業です。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者等が、少人数による共同生活の中で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

■認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等が、通所介護事業所に通い入浴、食事等介護、機能訓練等を受けるサービスです。

■認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制を推進し、認知症のケア向上を図る事業です。

■認知症地域支援推進員

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者のことです。

■認知症バリアフリー

認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取り組みのことです。

■認定調査

要介護認定の申請に対し、保険者の職員又は保険者から委託された介護支援専門員が家庭を訪問して行う面接調査のことで、調査票は、62 項目の心身の状況と 12 項目の特別な医療及び特記事項から構成されています。

は行**■被保険者**

第 1 号被保険者と第 2 号被保険者があり、第 1 号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する 65 歳以上の方（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）で、第 2 号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）を言います。

■福祉用具の貸与・購入

要介護者等の機能回復と介護者の負担軽減を図るサービスです。特殊寝台や車椅子など貸与されるものと、ポータブルトイレなど購入費の一部が給付されるものがあります。

■訪問介護

日常生活を営むのに支障のある要介護者等のいる家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事（調理・買い物・掃除など）や介護（食事、排泄、入浴の介助など）の世話をするサービスです。

■訪問看護

要介護者等に対し、主治医の管理下で、その方の居宅において看護師などが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

■訪問入浴介護

要介護者等に対し、移動入浴車などでその方の居宅を訪問して、浴槽を提供して行う入浴のサービスです。

■訪問リハビリテーション

要介護者等に対し、居宅においてその心身の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションです。

■保険者

介護保険制度を運営する主体のことで、市町村又は広域連合が主体となります。

や行

■夜間対応型訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が、夜間に定期的な巡回訪問又は通報を受けて日常生活を営むのに支障のある要介護者のいる家庭を訪問し、在宅での生活が安心して継続できるように、介護等の世話をするサービスです。

■要介護状態

身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態のことを言います。

■要介護認定

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。認定の申請をすると、保険者の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境などを調査します。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、保険者が要介護度を認定します。引き続き認定を受ける場合は、認定期間が終了する前に更新の申請が必要です。認定期間は、原則として新規申請は6か月、更新申請は12か月です。

ら行

■老人福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、都道府県及び市町村において老人福祉計画が策定されます。なお、市町村の計画は、住民に最も身近な自治体として地域のニーズを把握し、将来必要とされる老人福祉サービスの目標を定め、その供給体制の整備を行うものです。

第9期知多北部広域連合介護保険事業計画
【令和5年12月版 計画書案】

発行年月：令和6年（2024年）3月

発 行：知多北部広域連合

〒476-0003

愛知県東海市荒尾町西廻間2－1 東海市しあわせ村内

TEL 052-689-2261・052-689-2262・052-689-2263

FAX 052-689-2265